

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【公開番号】特開2012-98577(P2012-98577A)

【公開日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2010-247144(P2010-247144)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1345 (2006.01)

G 02 F 1/1343 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1345

G 02 F 1/1343

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月18日(2013.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1基板と、

前記第1基板に設けられた複数の画素電極と、

前記第1基板に設けられた端子と、

前記第1基板に設けられ、前記端子と同一材料からなる基板間導通用第1電極と、

前記第1基板に設けられ、前記端子とは異なる材料からなる第1基板側電極と、

前記第1基板に設けられ、前記第1基板側電極と同一材料からなる基板間導通用第2電極と、

前記第1基板と対向する位置に設けられた第2基板と、

前記第1基板と前記第2基板との間に設けられた液晶層と、

前記第1基板と前記第2基板との間に設けられた基板間導通材と、

前記第2基板の前記液晶層側の面に設けられた第2基板側電極と、を有し、

前記基板間導通用第1電極は、前記第1基板に設けられた導電膜を介して前記端子と導通し、

前記基板間導通用第2電極は、前記第1基板に設けられた導電膜を介して前記第1基板側電極と導通し、

前記基板間導通用第1電極、前記基板間導通用第2電極及び前記第2基板側電極は、前記基板間導通材を介して導通していることを特徴とする液晶装置。

【請求項2】

請求項1に記載の液晶装置において、

前記基板間導通用第1電極は、前記基板間導通用第2電極と隣り合う位置に離間して設けられ、

前記基板間導通材は、前記基板間導通用第1電極と前記基板間導通用第2電極との間に少なくとも一部が配置されていることを特徴とする液晶装置。

【請求項3】

請求項2に記載の液晶装置において、

前記基板間導通用第1電極または前記基板間導通用第2電極の何れか一方の電極は、前

記第1基板に垂直な方向から見た平面視において、前記一方の電極から他方の電極へ向けて突出する凸部を有し、

前記他方の電極は、前記第1基板に垂直な方向から見た平面視において、前記一方の電極が入り込む凹部を有することを特徴とする液晶装置。

【請求項4】

請求項1乃至3の何れかに記載の液晶装置において、

前記第2基板側電極は、前記複数の画素電極に対向する共通電極であることを特徴とする液晶装置。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れかに記載の液晶装置において、

前記第1基板側電極は、前記第1基板の一辺と前記複数の画素電極との間に位置するダミー画素電極であることを特徴とする液晶装置。

【請求項6】

請求項1乃至5の何れかに記載の液晶装置において、

前記第1基板側電極および前記基板間導通用第2電極は、導電性の金属酸化物層であり、

前記端子および前記基板間導通用第1電極は、当該金属酸化物層より標準電極電位が低い金属層であることを特徴とする液晶装置。

【請求項7】

請求項1乃至6の何れかに記載の液晶装置において、

前記端子、前記基板間導通用第1電極、前記基板間導通用第2電極、前記第1基板側電極、前記第2基板側電極および前記基板間導通材は、印加される電位が異なる複数組が設けられていることを特徴とする液晶装置。

【請求項8】

請求項1乃至7の何れか一項に記載の液晶装置を備えた投射型表示装置であって、

前記液晶装置に供給される光を出射する光源部と、

前記液晶装置によって変調された光を投射する投射光学系と、

を有することを特徴とする投射型表示装置。